

※ 登録番号	第 118 号 (令和 8年 2月19日)	
1.投資顧問業の種類	○一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 ○個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	きりうふどうさんとうしこもんじむしよ きりう不動産投資顧問事務所	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	きりう こうのすけ 桐生 幸之介	
5.資本金額		
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
きりう こうのすけ 桐生 幸之介	代表者	○常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
きりう こうのすけ 桐生 幸之介	代表者	投資判断、助言
計 1名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
きりう不動産投資顧問事務所	昭和56年9月24日	530-0005 大阪市北区中之島三丁目1番8号 06-6441-3553
計 1店		

9.業務の方法

<p>1. 不動産の種類と規模及び所在する地域 業務用ビル：延床面積1,000㎡から20,000㎡位 大阪市内 商業施設：敷地面積100㎡から10,000㎡ 大阪府近郊 集合住宅等：延床面積1,000㎡から10,000㎡位 大阪府近郊 駐車場施設：敷地面積100㎡から10,000㎡ 大阪府近郊</p> <p>2. 助言の方法 一定期間継続的な資産運用に係る助言</p> <p>3. 報酬体系 (1) 個人顧客は月額金30,000円を支払う。 法人顧客は月額金50,000円を支払う。 (2) 個人顧客への助言内容は、依頼者及びその親族に係る不動産有効活用に関するもの。記載の報酬金額とは別に個別の物件の調査・積算・報告書作成にかかる費用は別途支払われる。 (3) 当社に売買・賃貸仲介の依頼が有る場合は、別途仲介手数料が支払われる。</p> <p>4. 報酬の受領時期 毎月月末までに当月分を受領する。 顧客の依頼により行う業務に関するものは、20日締めで翌20日受領する。</p>

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許		
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

なし

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住所
該当なし			

13.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
該当なし	